
4 0 4 2. C Y 搬出確認登録

業務コード	業務名
C Y O	C Y 搬出確認登録

1. 業務概要

コンテナ（空コンテナを含む。）をCYより搬出した旨を登録する。

また、搬出した旨を取り消す場合も本業務で行う。

輸入許可済貨物に係る登録については、選択制とし、不要とする場合は、あらかじめその旨をシステムに登録する必要がある。不要とした場合は、許可と同時に搬出されたものとして、処理を行う。

2. 入力者

CY

3. 制限事項

なし

4. 入力条件

（1）入力者チェック

- ①システムに登録されている利用者であること。
- ②搬出取消しの場合は、搬出確認登録を行った利用者であること。
- ③搬出区分に「E」が入力された場合、入力された搬入先は、当該発送地と同一保税地域内にある保税地域で、かつシステムに搬出可能地域として登録されていること。

（2）入力項目チェック

（A）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（B）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（3）コンテナ情報DBチェック

（A）搬出確認の場合

（a）輸入コンテナの場合（空コンテナを含む。）

- ①入力されたコンテナ番号に係るコンテナ情報DBが存在すること。
- ②入力者の管理するCYに蔵置中であること。
- ③卸コンテナリスト提出済、コンテナ容器保税運送承認済またはコンテナ輸入許可済であること。
（搬出区分に「E」が入力された場合は、コンテナ容器保税運送承認済でないこと）
- ④事故情報が登録されているコンテナの場合は、税関による事故確認登録がされていること。
- ⑤貨物差止め登録で差し止められたコンテナでないこと。
- ⑥搬出区分に「E」が入力された場合は、実入コンテナであること。
- ⑦入力された搬出日時が、登録されている搬入日時以降であること。

（b）仮陸揚コンテナの場合（空コンテナを含む。）

- ①入力されたコンテナ番号に係るコンテナ情報DBが存在すること。
- ②入力者の管理するCYに蔵置中であること。
- ③事故情報が登録されているコンテナの場合は、税関による事故確認登録がされていること。
- ④貨物差止め登録で差し止められたコンテナでないこと。
- ⑤搬出区分に「E」が入力された場合は、実入コンテナであること。
- ⑥入力された搬出日時が、登録されている搬入日時以降であること。

（c）輸出コンテナの場合（空コンテナを含む。）

- ①入力されたコンテナ番号に係るコンテナ情報DBが存在すること。
- ②入力者の管理するCYに蔵置中であること。
- ③「船積情報登録（CLR）」業務により船積処理が行われていないこと。

④事故情報が登録されているコンテナの場合は、税関による事故確認登録がされていること。

⑤貨物差止め登録で差し止められたコンテナでないこと。

⑥入力された搬出日時が、登録されている搬入日時以降であること。

(B) 搬出取消しの場合

①入力されたコンテナ番号に係るコンテナ情報DBが存在すること。

②搬出確認登録済であること。

③システムにより保税運送承認された貨物の搬出の場合は、搬入先において搬入確認の登録が行われていないこと。

(4) 貨物情報DBチェック

(A) 搬出確認の場合

実入コンテナの場合で、当該コンテナに関連付けられている貨物管理番号が存在する場合は、以下のチェックを行う。

(a) 輸入コンテナまたは仮陸揚コンテナの場合

①貨物情報DBが存在すること。

②搬出区分に「K」が入力された場合は、輸入申告等^{*1}中であること。

③搬出区分に「K」が入力され、かつ1コンテナに複数B/Lが存在する場合は、同一の輸入申告等中であること。

④搬出区分にスペースが入力された場合は、保税運送承認済、蔵入等承認^{*2}済（併せ運送）または輸入許可済等搬出可能な貨物であること。

⑤保税運送承認済貨物の搬出の場合は、承認されている運送期間開始日が入力された搬出年月日以前であること。

⑥貨物差止め登録で差し止められた貨物でないこと。

⑦事故貨物の場合は、税関による事故確認登録がされていること。

⑧訂正保留中でないこと。

⑨貨物取扱許可申請中または見本持出許可申請中でないこと。

⑩上記②～⑨に該当しない貨物の場合は、「許可・承認等情報登録（保税）（PSH）」業務により搬出可能となっていること。

⑪以下の貨物を搬出する場合は、当該CYに対して、輸入許可済貨物に係る搬出確認登録不要の旨がシステムに登録されていないこと。

- ・ 輸入許可済貨物
- ・ 輸入許可前貨物引取承認
- ・ 輸入（引取）許可

⑫搬出区分に「E」が入力された場合は、収容されている貨物のうち、搬出要件が未登録の貨物が一つでも存在すること。

なお、搬出要件とは以下のものを指す。

- ・ 亡失届受理
- ・ 減却承認
- ・ 税関内収容
- ・ 現場収容
- ・ その他の搬出承認
- ・ 保税運送承認
- ・ 包括保税運送承認に係る個別運送登録
- ・ 輸入許可

⑬搬出区分に「E」が入力された場合は、収容されている貨物のうち、以下の登録がされている貨物が存在しないこと。

- ・入力された搬入先がC Yの場合は、当該搬入先と異なるC Y向けの保税運送申告、包括保税運送承認に係る個別運送登録または特定保税運送登録
- ・ボートノート運送登録
- ・輸入申告等（ただし、コンテナの一部を輸入申告等中に搬出区分「K」により搬出した後、残りのコンテナを同一保税地域内に転送する場合を除く）

⑭搬出区分に「E」が入力された場合は、収容されている貨物は輸出貨物でないこと。

⑮搬入先が他所蔵置場所の場合は、「他所蔵置許可申請（T Y C）」業務またはP S H業務で他所蔵置許可となっていること。

（＊１）輸入申告等とは、輸入申告、輸入（引取）申告、蔵入承認申請、移入承認申請、総保入承認申請、展示等申告及び蔵出輸入（引取）申告をいう。

（＊２）蔵入等承認とは、蔵入承認、移入承認、総保入承認及び展示等許可をいう。

（b）輸出コンテナの場合

①貨物情報DBが存在すること。

②搬出区分にスペースが入力された場合で、未通関積戻し貨物または仮陸揚貨物の場合は、保税運送承認済貨物または特定保税運送貨物であること。

③保税運送承認済貨物の搬出の場合は、承認されている運送期間開始日は入力された搬出年月日以前であること。

④貨物差止め登録で差し止められた貨物でないこと。

⑤事故貨物の場合は、税関による事故確認登録がされていること。

⑥訂正保留中でないこと。

⑦輸出申出中または積戻し申出中でないこと。ただし、通関蔵置場への搬入前に行われた積戻し申告（搬入前申告）で搬入後処理未済の場合を除く。

⑧輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請事項登録中または輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請中でないこと。

⑨貨物取扱許可申請中または見本持出許可申請中でないこと。

⑩上記②～⑧に該当しない貨物の場合は、P S H業務により搬出可能となっていること。

⑪搬入先が他所蔵置場所の場合は、T Y C業務またはP S H業務で他所蔵置許可となっていること。

（B）搬出取消しの場合

実入コンテナの場合で、当該コンテナに関連付けられている貨物管理番号が存在する場合は、以下のチェックを行う。

①貨物情報DBが存在すること。

②搬出確認登録済であること。

③システムにより保税運送承認された貨物の搬出の場合は、搬入先において搬入確認登録が行われていないこと。

④特定輸出貨物、特定委託輸出貨物及び特定製造貨物以外で、輸出許可または積戻し許可貨物（仮陸揚貨物混在を含む。以下同様。）のシステム参加保税地域^{*3}以外向け搬出の取消しの場合は、搬出後に数量変更にかかる輸出許可内容変更申請が行われていないこと。

⑤輸出許可貨物のシステム参加保税地域^{*3}以外向け搬出の取消しの場合は、輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請事項登録中または輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請中でないこと。

⑥検査による搬出の取消しの場合は、輸入申告等中であること。

（＊３）システム参加保税地域とは、システムに参加している保税地域をいう。

(5) 包括保税運送DBチェック

包括保税運送承認に係る個別運送貨物の搬出の場合は、入力された搬出年月日が包括保税運送承認期間内であること。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「00000-00000-0000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「00000-00000-0000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(2) コンテナ情報DB処理

(A) 搬出確認の場合

- (a) 当該CYより搬出した旨を登録する。
- (b) 削除表示を設定する。

(B) 搬出取消しの場合

- (a) 当該CYより搬出した旨を取り消す。
- (b) 設定されている削除表示を解除する。ただし、輸入空コンテナの場合は、削除表示を再設定する。

(3) 貨物情報DB処理

(A) 搬出確認の場合

- (a) 当該CYより搬出した旨を登録する。
- (b) 詰められている貨物がすべて以下の貨物（以降システム処理を行わない貨物）であるコンテナを搬出した場合は、削除表示を設定する。
 - ①輸入許可済貨物
 - ②システム参加保税地域以外向け輸出許可または積戻し許可貨物
 - ③輸出未通関貨物
 - ④システム参加保税地域以外向け不積返送貨物
- (c) 包括保税運送承認に係る個別運送貨物または特定保税運送貨物を搬出した場合は、入力された搬出年月日から運送期間を算出する。

(B) 搬出取消しの場合

- (a) 当該CYより搬出した旨を取り消す。
- (b) 設定されている削除表示を解除する。

(4) 保税運送申告DB処理

(A) 搬出確認の場合

当該CYより搬出した旨を登録する。

(B) 搬出取消しの場合

当該CYより搬出した旨を取り消す。

(5) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

(6) 注意喚起メッセージ出力処理

- ①本業務の実施日と搬出年月日の差が7日以上の場合に、その旨を注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。
- ②入力されたコンテナ番号に関連付けられた貨物管理番号が101件以上存在する場合、内部処理を実行している旨を注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。詳細は、後述7.(3)を参照。
- ③以下のすべての条件に合致する場合は、注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。
 - ・本業務の実施日が所要時間調査期間中である旨がシステムに登録されている。

- ・搬出時刻が入力されていない。
- ・処理対象のコンテナに輸入許可済貨物が含まれている。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
コンテナ通知情報	輸出許可または積戻し許可貨物及び不積返送貨物をシステム参加保税地域へ搬出した場合	搬入先の保税地域
コンテナ通知取消情報	コンテナ通知情報を出力したシステム参加保税地域向け搬出の取消しの場合	搬入先の保税地域
エラー通知情報（輸出管理番号情報）	入力されたコンテナ番号に関連付けられた貨物管理番号が101件以上存在する場合	入力者

7. 特記事項

- （1）当該CYに対して、輸入許可済貨物に係る搬出確認登録不要の旨がシステムに登録されている場合は、当該貨物情報は輸入許可時から一定期間経過後システムから削除される。
- （2）到着地がシステム参加保税地域以外の場合は、貨物の到着後、税関に申し出て、「システム外保税運送到着確認（SAT）」業務を行う必要がある。
その後、輸入申告等が可能となる。
- （3）入力されたコンテナ番号に関連付けられた貨物管理番号が101件以上存在する場合、多量の輸出管理番号等を処理するため、以下の処理の流れとなる。
 - ①入力チェック処理及びDB処理をした後、処理結果通知等の出力処理を行う。なお、内部処理を実行している旨を注意喚起メッセージとして処理結果通知に併せて出力する。
 - ②多量の輸出管理番号等に対して、一定の小さな処理単位に分割して貨物情報DBチェックやDB処理等の内部処理を行う。
 - ③すべての輸出管理番号等に対する内部処理が完了した後、コンテナ通知情報等の出力処理を行う。
 - ④内部処理で貨物情報DBチェックに合致しなかった輸出管理番号等が存在する場合は、すべての貨物情報DBチェック終了後に一括してエラー輸出管理番号等としてエラー通知情報（輸出管理番号情報）を出力し、処理を終了する。